

「コミュニティバス」広告募集要項

- 1 広告媒体 コミュニティバス（ワゴン型、マイクロバス型）
 - ・ 広告方法 ラッピング・フィルム、カットティング・シート等車体からの剥離が可能かつ車体塗装の剥離が発生しない素材の特殊フィルムの貼付によるもの（以下「ラッピング用シール」という。）を用いた広告をコミュニティバスに貼付します。車体の塗装は行いません。
 - ・ 掲載場所 コミュニティバス両側面2箇所（別紙参照）
 - ・ 規 格
 - ・ ワゴン型 縦 450mm×横 1,350mm 以内
 - ・ マイクロバス型 縦 600mm×横 1,700mm 以内
 - ・ 広告枠数 ワゴン型1枠（台）、マイクロバス型1枠（台）
（1枠（台）は上記掲載場所の2箇所）
 - ・ 広告料金
 - ・ ワゴン型 年額 240,000 円
 - ・ マイクロバス型 年額 300,000 円

※掲載開始及び終了が年度の途中となる場合は、広告料金を12で除した額に、掲載を開始する月から掲載を終了する月までの月数を乗じた額を広告料金として徴収することとします。
- 2 募集期間
令和8年10月末頃まで
※掲載期間が令和8年～令和10年3月31日の場合
- 3 提出書類
 - ・ 広告申込書（様式第1号）
 - ・ 町税の納付状況照会同意書（様式第2号）
 - ・ 広告の原稿案
- 4 広告の掲載期間
広告の掲載期間は、令和10年3月31日までとします。
※コミュニティバスの運行は、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日を除いた日とします。この他、車両の修理・点検等により運休する場合には、広告掲載の実施及び該当機関の広告料金の返還は行いません。
- 5 広告貼付施工について
 - ・ 広告掲載の決定後、広告貼付施工に関する日程を調整しますので、ラッピング用シール両側面2部の準備をお願いします。
 - ・ ラッピング用シールの貼付等の掲載に係る費用の負担は、別途広告主の負担となります。

・ラッピング用シールの貼付、撤去に際しコミュニティバスの車体表面等を毀損し、又は、破損した場合は、広告主の負担により現状回復していただきますようお願いします。

6 その他

コミュニティバスは、令和8年度中に車両やルート等を再編することとしており、現在調査等を実施しています。本募集要項は、再編後のコミュニティバスに適用されるものであり、令和8年度中は変則的なやりとりが生じる可能性があることをご了承ください。

本募集要項に記載されていない事項は、松前町広告事業実施規程、松前町広告掲載取扱要領に基づいて行ってください。これらに定めのない事項等に疑義が生じた場合は、町と協議のうえ、町の指示に従ってください。

7 提出・問合せ先

〒791-3192

愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地

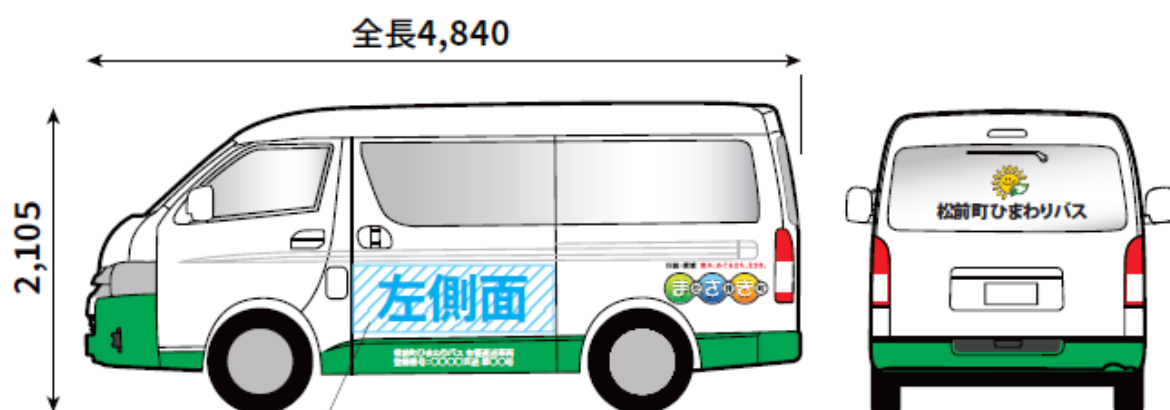
松前町役場総務部財政課企画戦略係

電話：089-985-4103

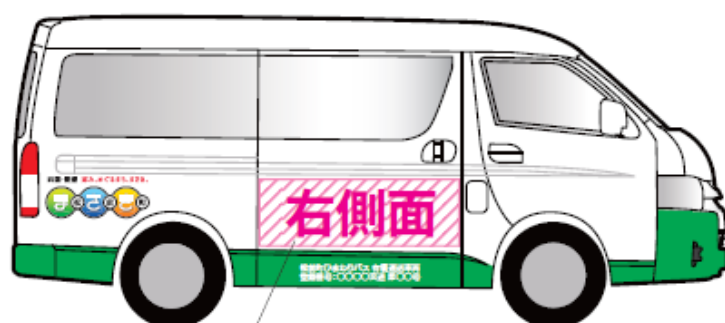
E-mail：331kseisaku@town.masaki.ehime.jp

【別紙】コミュニティバス広告設置場所

ワゴン型

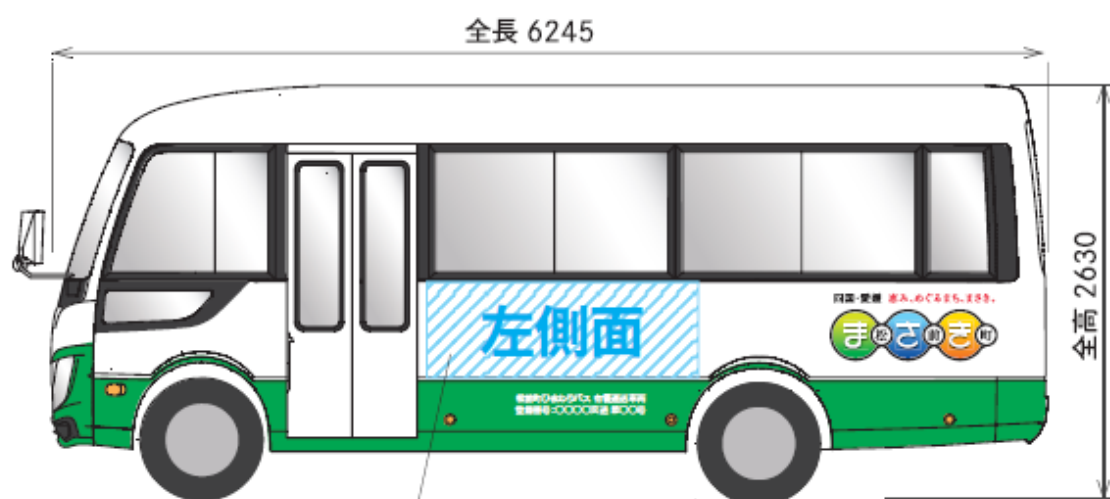


広告枠 **左側面** H450×W1350mm



広告枠 **右側面** H450×W1350mm

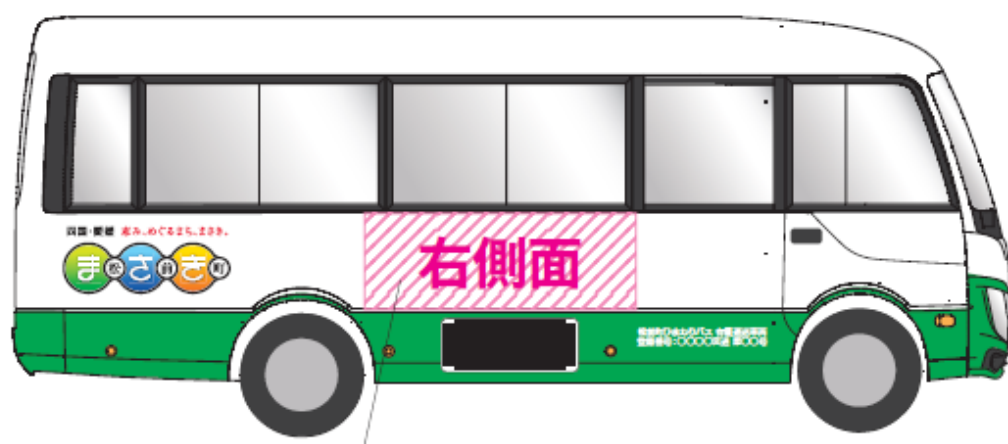
マイクロバス型



広告枠

左側面

H600×W1700mm



広告枠

右側面

H600×W1700